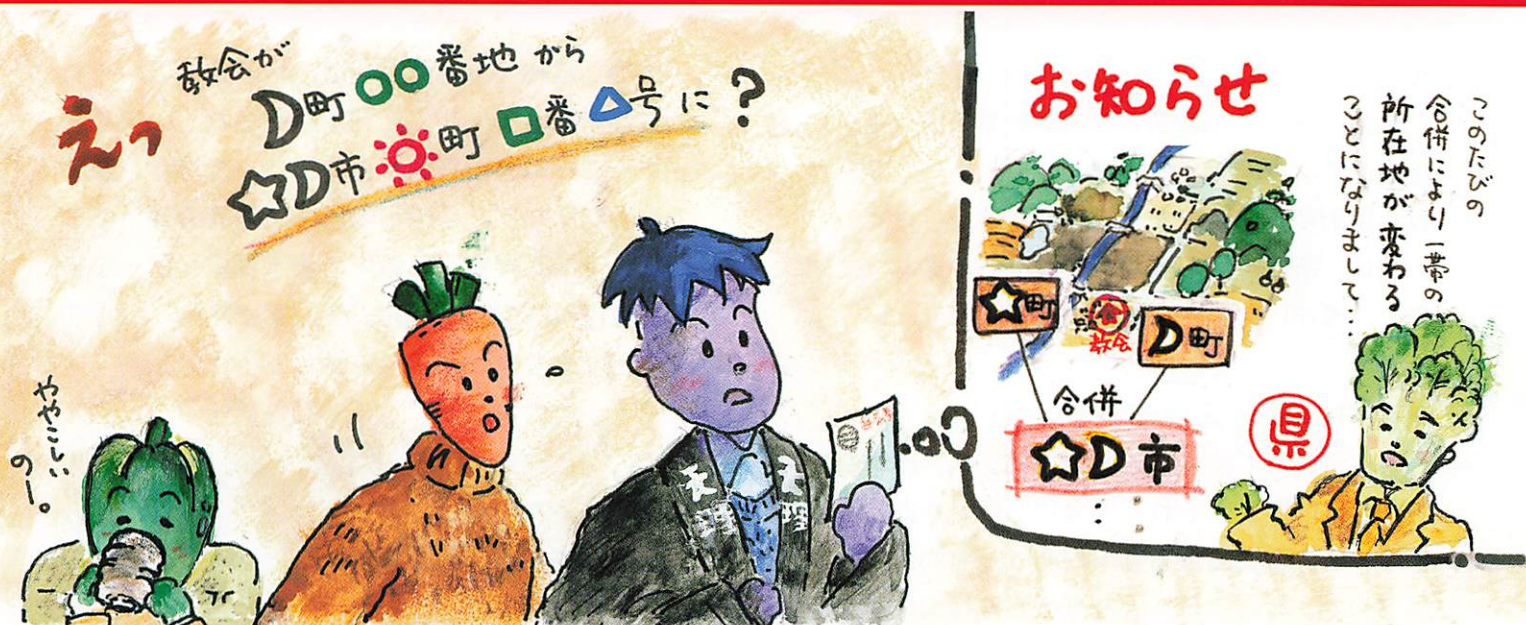


教会の所在地を変更する場合は？

法人実務のしおり

／宗教法人課



法人事務を上手にすすめるポイント！

(教会の移転は含まれません)

A
土地
の
分
に
合
よ
筆
る

① 責任役員会を開催しま
す

責任役員会議で全員の同
意並びに直属教会代表役員
の同意を得ます（会議録・
同意書を作成します）

② 本部（表統領）の承認
を得ます

教会規則変更承認願を教
務支庁を経由して本部・宗
教法人課へ提出します
願書の書式は教務必携を
ご参照ください

③ 知事の認証を得ます

所轄庁へ『宗教法人規則
変更認証申請書』を提出し
て、知事の認証を得ます

B
住
居
の
表
実
示
施

① 法務局で登記を行いま
す

証明書を添付して、法務
局へ『宗教法人変更登記申
請書』を提出します

② 教会所在地の表示届を
本部・教務課へ提出します

② 地名変更届を本部・教
務課へ提出します

④ 法務局で登記を行いま
す

法務局へ『宗教法人変更
登記申請書』を提出します

C
町区
村画
合整
併理
等

☆所在地の変更が
地番にかかる場合

☆所在地の変更が
地番にかからない場合

① 変更登記の必要はあり
ません

変更登記があったものと
みなされます
（宗教法人法第65条）

⑤ 登記完了届を提出しま
す

登記完了後、所轄庁及び
本部・宗教法人課へ『登記
完了届』を提出します

教会所在地の変更とは？

★土地の分筆又は合筆による場合

教会（法人）の意思で土地の分筆又は合筆をしたことにより、教会所在地に変更が生じた場合は、教会規則変更の手続きを行うことになります。

但し、所轄庁によって若干取扱いが異なりますので、事前に教務支庁にご相談下さい。

★町村合併・区画整理による場合

町村合併等により行政区画、郡、区、市町村の町もしくは字又はそれらの名称に変更があったときは、その変更による登記があったものとみなされるので、教会の所在地及び代表役員の住所の変更登記の申請をする必要はありません。登記官が職権で変更の記載をすることとなります。

しかし、所在地の番地・番号まで変更になる場合は、市町村長の証明書を添付して、変更の登記を申請しなければなりません。

★住居表示による場合

「住居表示に関する法律」に基づいて所在地及び代表役員の住所が変更になったときは、規則変更の認証申請の手続きは不要ですが、住居の表示を変更した旨の市町村長の証明書を添付して、変更の登記を申請しなければなりません。

なお、町村合併等による変更、あるいは住居表示の実施による変更のいずれを問わず、教会においては登記完了後、登記簿謄本を添付して所轄庁へ届け出なければなりません。

所在地変更の手続きは？

	規則変更 本部承認	認証申請 (所轄庁)	登記申請 (法務局)	登記完了後の届	
				所轄庁	本 部
土地の分合筆	○（法人課）	○	○	○	○（法人課）登記完了届
住 居 表 示	×	×	○	○	○（教務課）表 示 届
町村 地番にかかる	×	×	○	○	○（教務課）地名変更届
合併 地番にかからない	×	×	×	○	○（教務課）地名変更届
区 画 整 理	×	×	○	○	○（教務課）地名変更届

不動産名義人の住所変更は？

土地・建物の不動産登記簿の甲区欄には、それぞれの所有者の住所・氏名が登記されています。

従って、教会所在地が変更になった場合、変更の理由を問わず、その不動産の所有者の住所について、「所有権登記名義人の表示変更登記」を申請しなければなりません。登記官が職権で訂正することはありませんから注意して下さい。



移転地が仮換地中の場合は？

教会が移転地を購入して移転する際、移転先が土地区画整理事業施行のため、仮換地の指定を受け、移転先の地番が確定していない場合、通常、〇〇街区〇〇号という仮符号がつけられます。

この場合、仮換地中の土地への移転（建築）願を出願する際、移転先の事務所の所在地番は、移転先の底地の地番（移転先従前の地番）で願い出ることになります。

移転先の底地の地番で所轄庁の認証を受けて、一旦、事務所移転の登記を行います。

その後、換地処分により地番が確定した時点で、証明書を添付して所在地の変更登記（所轄庁への認証申請は不要）を行い、所轄庁へ届け出ると共に、本部・教務課へ地名変更届又は教会所在地名の表示届を提出して下さい。